

外部委託基準（ガイドライン）

平成17年3月

向日市行政システム改革委員会

第1 目的

向日市は大きな転換期を迎えている。拡大を続けてきた社会経済環境は、低成長の縮小の時代に移行してきている。

人口の高齢化による市税収入の減少や国の財政悪化と対策が進む中で、市財政は収支不足となり、非常事態というべき状況に直面しており、今後ますます厳しい状況が予想される。

このため、現在行っている成長・拡大を前提としたあらゆるシステムを見直し、時代に対応した自立と持続可能な行財政システムへ転換を図らねばならない。

現在行っている事業を、今までのやり方で引き続き提供することが困難な状況であることから、今後も必要な行政サービスを市民に提供するには、すべての事業について、事業主体や事業のやり方など抜本的な見直しを行う必要がある。

また、これから迎える職員の大量退職は全国自治体に共通した現象であり、市の効率的な経営や市民感情を踏まえて、この事態にどれだけ、すばやく対応できるかが行政改革の要になる。

このような中、本市では、平成16年に「行政改革アクションプラン」を策定し、市民と行政のコラボレーション（協働）をもとに、行政運営の有効性、効率性を高め、事務事業の取捨選択の徹底と、行政活動の限られた資源の再配分を考えた戦略的、継続的な見直しを進めているところである。

特に、事務事業の外部委託化については、市民との役割分担の観点から、市が直接実施すべきものであっても、民間でできることは民間に任せるなど、これまで以上の行政運営の効率化を求める中で、スリムな市役所と質の高い行政を目指すものである。

また、厳しい景気雇用情勢を背景に、ワークシェアリングなどへの関心が高まる中、新たな雇用創出という観点からも、より一層の外部化に向けた取組が必要である。

さらに、多様化・増大する市民ニーズに対応するため、公共サービスの新たな担い手として期待されるNPO等市民活動団体との協働により、地方分権の時代にふさわしい新たな都市づくりを進めるものである。

このような状況を踏まえ、市が行っている事務事業については絶えず見直し・検討を行い、その結果、行政の守備範囲を逸脱するものについては積極的に廃止するとともに、市が実施すべきものであっても創意工夫を重ね、一層の外部委託を進めていくため、「行政改革アクションプラン」に基づき、外部委託基準（ガ

イドライン)を策定するものである。

第2 基本的な考え方

このガイドラインの「外部委託」とは、「市が行政責任を果たすのに必要な監督権などを留保した上で、その事務事業を市民、NPO等市民活動団体及び民間企業などに委ねること」をいう。市が実施する事業のうち、具体的な実施を委ねることにより、市民、NPOとの協働による自治の振興、民間のノウハウ等の活用によるサービスの向上、コスト削減、雇用・就労の創出が図られるものについては、外部委託を進める。

このため、「民間にできることはできる限り民間に委ねる」ことを原則とし、効率性や専門性、行政責任の確保等の観点を踏まえ、市のすべての事業や業務をこのガイドラインにより総点検し、積極的かつ計画的に外部委託を推進する。

また、外部委託の取組を通じて、行政の守備範囲を明確にし、市の政策立案能力の充実・強化を図る。

第3 外部委託を検討する事業・業務の範囲

市が行うすべての事業や業務を対象として幅広く検討し、積極的に委託を実施する。ただし、次に掲げる事項については除く。

- (1) 法令の規定等により市が直接実施しなければならないもの。
- (2) 許認可等の公権力の行使に当たるもの。ただし、これに付随する定期的な事務事業など、公権力の行使に直接関与しない部分については、関係法令に抵触しない範囲で委託を検討する。
- (3) 政策・施策の立案・調整・決定など市自ら判断するもの。
- (4) 公正性や公平性の確保、個人情報保護のため、市自ら実施すべきもの。ただし、契約において機密保持の明記によりこれらの問題を回避できる場合は除く。

第4 外部委託の取組の方向

定型的業務や専門的業務等については、従来から委託を進めてきたが、改めて事務事業の点検を行い、新規委託や委託内容の拡充に努める。

特に、次に掲げる視点から検討を行い、積極的に委託に取り組む。

(1) 新たな手法による外部委託の検討

企画から管理運営までの一括委託や複数の事務事業の包括的な委託など、戦略的な外部委託については、中長期的に検討を進める。

(2) 国の規制緩和の動向を踏まえた外部委託の検討

公共サービス分野における民間参入の法的規制により委託が困難なものについても、公の施設の指定管理者制度のように、国の規制改革の推進により、外部委託ができることも考えられるため、国の動向に十分注視しながら、可能なものから順次検討を進める。

(3) NPO等市民活動団体とのコラボレーション（協働）の推進

市民ニーズが多様化するなか、市が直接実施するよりも、NPO等市民活動団体の専門的な取組や団体間のネットワークなどを活用した方が効果的、効率的に目標を達成でき、市民サービスの向上が見込まれる業務については、市民とのコラボレーション（協働）を進めるうえからも、NPO等市民活動団体への委託を積極的に推進する。

第5 外部委託の判断基準

外部委託の効果をあらかじめ明確にした上で、次に掲げる視点から総合的に検討を行い、委託の適否を判断する。

外部委託の効果

市民とのコラボレーション（協働）などによる自治の振興

市民サービス水準の向上

人件費等コストの削減

効率性の向上

（専門業者への委託による事務処理の迅速化、臨時的・短期的な業務への効率的な対応）

外部の専門的な知識・技術の活用

優先度の高い分野への行政資源の重点配分

NPOの成長、民間企業の活性化による雇用・就労の創出

(1) 市自ら実施すべき必要性の検証

民間企業の公共サービス分野への参入やNPO等市民活動団体の活動の活発化など、公共サービスの担い手の多元化や多様化・高度化する市民ニーズに対して、市民と行政の役割分担の観点から各事業を市が直接に実施する必

要があるかどうかを検証する。

また、最も効率的で質が高く、市民満足度の高いサービスを供給できる主体を検討する。

(2) コスト比較、効率性、費用対効果の分析

直営で行う場合と委託した場合とのコスト比較を行う。また費用対効果に留意しながら、外部委託の実施により効率性が拡大するかどうかを検証する。この場合、単に現行と委託した場合のコストの比較だけでなく、例えば、非常勤嘱託員の活用なども視野に入れた幅広い検討を行う。

なお、短期的に効果がなく、中長期的にコスト削減効果が見込まれる場合もあることから、このような視点からも比較検証を行う。

「直営で実施した場合の所要経費」

事業費 + 人件費相当額（年間人件費 × 当該業務従事割合）

「委託で実施した場合の所要経費」

委託費 + 市執行経費（事業費 + 人件費相当額（年間人件費 × 当該業務従事割合））

人件費は、給与のみならず、福利厚生経費等を含むトータルのコストとし、業務従事者の状況に応じ、各所属において適宜適切な方法により算定するものとする。

（参考）職員 1 人当たり人件費の算出

給与 共済組合事業主負担金等の福利厚生経費 退職手当相当額を合算

(3) サービスの質の確保

あらかじめ市の確保すべきサービス水準を明確にし、委託によって市民サービスの低下がないかを検討する。また、将来にわたる市民サービス水準の確保について、委託の内容や手法等の比較検討を行う。

(4) 適正な事業執行の確保

市民サービスの公平性の確保、個人情報等の機密保持、緊急時の対応など、市としての適正な事業執行の確保について検討する。

第 6 実施に当たっての留意事項

(1) 業務遂行能力の調査

委託先の民間企業等の業務遂行能力を十分調査し、業務の大半を再委託することがないよう留意する。

(2) サービス水準の確保

仕様書に達成すべきサービス水準をできる限り具体的に明記し、サービス水準の確保に努める。

(3) 責任の明確化

契約に当たり、市と委託先の責任の範囲を明確にするとともに、契約の履行過程で市の管理監督が十分に働くようにする。ただし、過度の干渉により、委託先の企業努力（効率化等）を阻害しないようにする。

(4) 機密の保持

機密の保持等が必要な事務事業については、機密保持が担保されるよう契約において明確にしておく。

(5) 選定手続の透明性の確保等

委託先の選定では、競争原理を引き出し、透明で公平な入札等の契約手続を行う。ただし、委託業務の性格に応じ、契約規則の規定による随意契約を妨げるものではない。

(6) 市民とのコラボレーション（協働）、自治の振興への配慮

市民とのコラボレーション（協働）、自治の振興を図る事業は、事業の性格に合わせ、市民参画の手法を盛り込む。

(7) ノウハウ等の維持・継承

行政が蓄積してきた知識・技術・ノウハウの継承、更新に努めながら、民間の専門的な技術力等を最大限活用する。

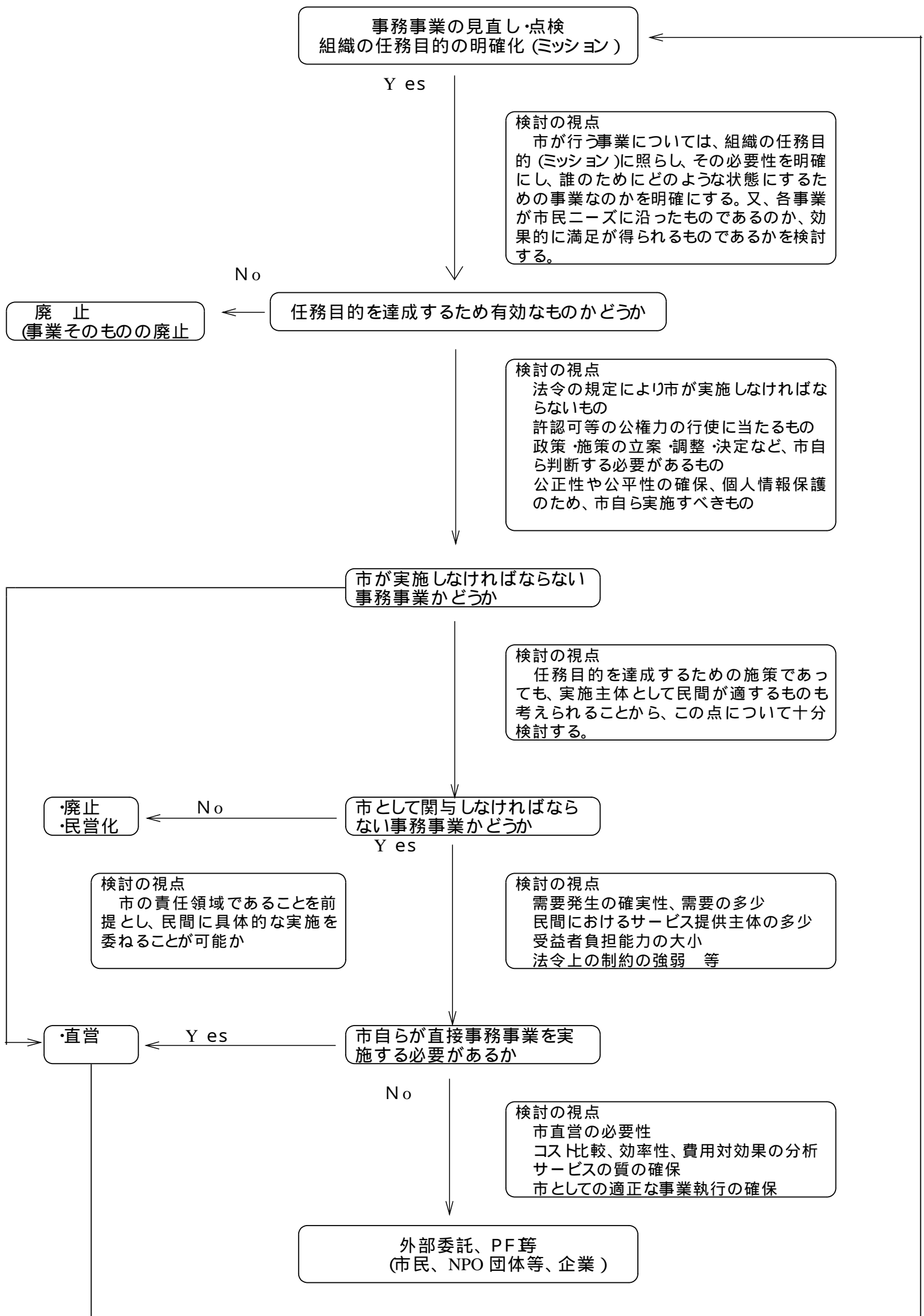
(8) 委託効果の検証と見直し

委託後においてもサービスの質、コストの妥当性など、その効果を適宜検証し、必要に応じて委託内容、委託料の積算見直し等を行い、より効果的な委託の推進を図る。

第7 取組の推進

外部委託を検討するに当たっては、別記外部委託推進に向けた「検討対象業務例」「事務事業点検フロー」「チェックシート」を参考に、市の責任領域に属するかの検討をはじめ、事務事業の点検を行い、外部委託の推進に向け継続的な取組に努める。

外部委託推進に向けた事務事業点検フロー



別表

区 分	検 討 対 象 業 務 例
<p><u>定 例 的 業 務</u></p> <p>定期的、大量業務で、委託により行政運営の効率化や経費の節減などが期待できるもの</p>	<p>集計・電算入力・台帳整備等データ管理業務 各種アンケート統計 調査業務 窓口サービス業務 (各種受付業務、資料貸出、情報提供等) 普及・啓発業務 (イベント等の宣伝・普及等) 印刷製本業務 (行政資料等印刷 製本) その他 (文書収発、資料の整理保存等)</p>
<p><u>専 門 的 業 務</u></p> <p>高度な技術、専門的な知識を必要とする業務で、民間の専門的な能力を活用した方が効率的なもの</p>	<p>設計測量業務 (施設設計、測量、図面作成等) 土木施設等維持管理業務 (道路、上下水道施設等の保守管理等) 技術指導・相談業務 (技術指導、経営指導・相談等) 調査研究・分析・検査業務 (計画策定のための調査研究等、書類審査、水質検査、依頼分析等) 情報化関連業務 (システム開発、ネットワーク管理、電算システムの運用管理等)</p>
<p><u>企 画 運 営 業 務</u></p> <p>民間の企画、構想力、ノウハウを活用することで、より効果的な運営が期待できるもの</p>	<p>イベント、シンポジウム等の企画運營業務 (会場設営など含) 研修、講座等開催業務 (研修業務、研修会、講習会に企画運営等) 計画・構想策定関連業務 広報業務 (広報紙等の制作等)</p>
<p><u>施 設 の 運 営 業 務</u></p> <p>公の施設の運営で、委託により弾力的 効率的な運営が期待できるもの</p>	<p>公の施設の運營業務 (文化施設、体育施設、福祉施設等の運営) 庁舎等の維持、管理業務 (庁舎、施設の警備、清掃、設備機器の保守点検業務等)</p>
<p><u>住 民 自 治 ・ コ ラ ボ レ ー シ ョ ン (協 働)</u></p> <p>地域の住民活力と行政活力を結びつけ、協働のまちづくりを促進することが期待できるもの</p>	<p>自治の振興や市民と行政の協働業務 地域のサービス供給、地域社会福祉増進 市民文化の醸成</p>